

2020年6月15日
株式会社日本政策金融公庫

**新型コロナウイルス感染症に係る農林漁業者等の皆さま向け特例措置の追加について
(農林漁業セーフティネット資金の償還期限延長)**

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた農林漁業者等の皆さま向けに特例措置の取扱いを行っていますが、今回、農林漁業セーフティネット資金の償還期限が延長(現行10年以内→15年以内)されましたので、お知らせします。

日本公庫は、引き続き、影響を受けた農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【農林漁業者等共通の特例措置内容】 (下線部が今回新たに追加された部分)

対象資金	農林漁業セーフティネット資金
対象者	新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった方
具体的な措置内容	<p>① 融資限度額の引き上げ〔括弧内は通常の見扱〕</p> <p>一般 :1,200万円〔600万円〕</p> <p>特認(※):年間経費等の12分の12〔同12分の6〕</p> <p>※ 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。</p> <p>② 償還期限の延長〔括弧内は通常の見扱〕</p> <p>償還期限:15年以内〔10年以内〕</p>

なお、引き続き、以下の特例措置により農林漁業者の皆さまをご支援してまいります。

【農業者等向けの特例措置内容】

対象資金	<p>① 農林漁業セーフティネット資金</p> <p>② 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)</p> <p>③ 経営体育成強化資金</p> <p>④ 農林漁業施設資金</p>
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を公庫が確認できた方
具体的な措置内容	<p>① 金利負担軽減措置</p> <p>公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、融資当初5年間の実質無利子となります</p> <p>② 実質無担保措置(農林漁業施設資金を除く)</p> <p>実質無担保(※)となります。</p> <p>※ 担保は融資対象物件に限る貸付け</p>

【林業者等向けの特例措置内容】

対象資金	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を公庫が確認できた方
具体的な措置内容	① 金利負担軽減措置 全国木材協同組合連合会が借入者に利子助成することで、融資当初 10 年間の実質無利子となります ② 実質無担保措置(農林漁業セーフティネット資金のみ) 実質無担保(※)となります。 ※ 担保は融資対象物件に限る貸付け

【漁業者等向け特例措置内容】

対象資金	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 漁業経営改善支援資金 ③ 農林漁業施設資金
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を公庫が確認できた方
具体的な措置内容	① 金利負担軽減措置 公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、融資当初5年間の実質無利子となります ② 実質無担保措置(農林漁業セーフティネット資金のみ) 実質無担保(※)となります。 ※ 担保は融資対象物件に限る貸付け

本措置内容に関する農林漁業者の皆さまからのご相談については、本店農林水産事業本部
(フリーダイヤル:0120-926-478)及び各支店農林水産事業で受け付けています。